



人事院事務総長

柴崎 澄哉

新時代における公務員 人事管理の青写真を描く

国家公務員の仕事、人事院の仕事について、どんなことが頭に浮かびますか。

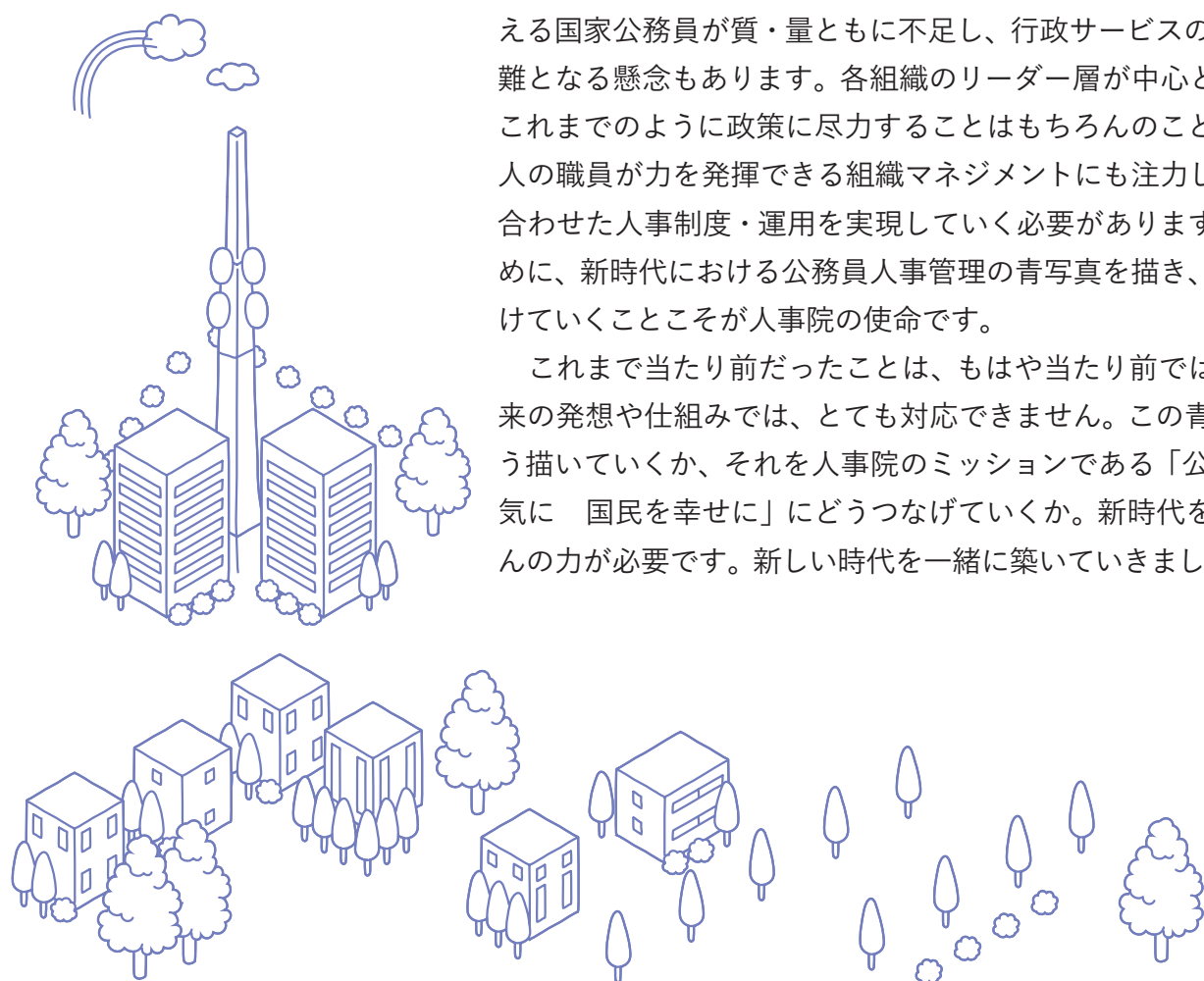
国全体に関わる業務を行うこと、日本に暮らす人々の安全、安心を守ることなど、国家公務員は国家の屋台骨を支える唯一無二の仕事をしています。

社会経済や国際情勢など環境が激しく変化する時代において、その仕事を着実に果たしていくためには、多様で優秀な人材が公務に集まり、職員一人一人が日々の職務に意欲と志を高く持ち、磨いた能力を最大限発揮できることが重要です。

人事院は、公務員人事管理を時代環境に即したものとすべく、近年にない初任給の大幅引上げや国家公務員採用試験の受験可能年齢の引下げ、個々の職員の事情・希望に応じた働き方を可能とするフレックスタイム制の柔軟化、勤務間インターバルの確保の努力義務化など、制度改革や運用改善に力を入れてきました。

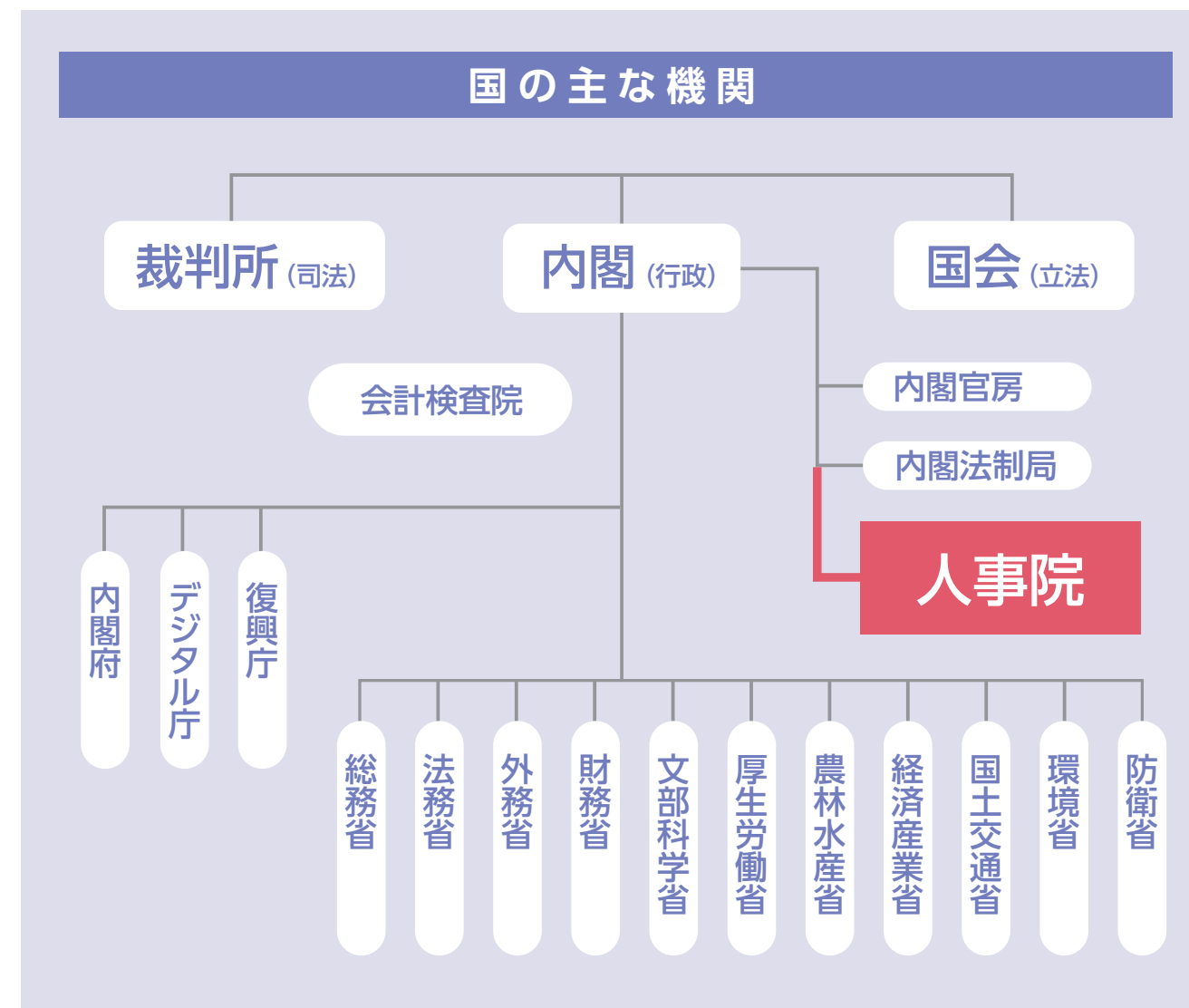
一方で、若年層の離職の増加、実務の中核を担う中堅層が少ないなど職員構成の課題などの影響により、このままでは国家を支える国家公務員が質・量ともに不足し、行政サービスの維持が困難となる懸念もあります。各組織のリーダー層が中心となって、これまでのように政策に尽力することはもちろんのこと、一人一人の職員が力を発揮できる組織マネジメントにも注力し、時代に合わせた人事制度・運用を実現していく必要があります。そのために、新時代における公務員人事管理の青写真を描き、改革を続けていくこそが人事院の使命です。

これまで当たり前だったことは、もはや当たり前ではなく、従来の発想や仕組みでは、とても対応できません。この青写真をどう描いていくか、それを人事院のミッションである「公務員を元気に 国民を幸せに」にどうつなげていくか。新時代を創る皆さんの力が必要です。新しい時代を一緒に築いていきましょう。



人事院の役割

公務員は、憲法により「全体の奉仕者」とされ、職務の遂行に当たっては、中立、公正性が強く求められます。このため、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とした国家公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び国家公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立・第三者機関として設けられた機関が、人事院です。



人事行政の 公正性の確保

公務員人事管理の公正性が確保されるよう、人事院は採用試験、任免の基準の設定、研修等を実施しています。

労働基本権制約の 代償機能

労働基本権制約の代償措置として、給与等の勤務条件の改定等を国会及び内閣に勧告しています。

人事行政の 専門機関

人事行政の専門機関として、国内外の人事制度の調査・研究を行い、時代の要請に応える人事施策を展開しています。